

総論・各論における追加・変更箇所

追加・変更箇所	追加・変更内容	追加・変更理由
P33 第3章 高齢者実態調査等	高齢者実態調査等のアンケートについては、本市施策に関わりのある調査項目をピックアップする予定と説明していましたが、第5章の各個別施策の説明ページに移動しました。なお、第3章には高齢者実態調査等の調査概要を掲載しました。	各個別施策の説明ページにおいて、アンケート結果を説明する記載がありましたので、合わせて掲載した方が、わかりやすく説明できると考えたため。
P49 (2) 地域包括支援センターの機能強化	高齢者だけでなく、経済的困窮者、障がい者、ひとり親家庭、これらが複合したケースや、ヤングケアラーをはじめとしたケアラー支援を推進するため、保健・福祉・医療分野の関係機関のみならず、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉・教育分野など、様々な分野と連携していくことの重要性を追記しました。	地域包括支援センターの機能強化において、他分野との連携促進を図ることが重要との国の基本方針の見直し案を踏ました。
	地域包括支援センターの業務負担軽減に努めるとともに体制の充実機能強化等に取り組むこと、また居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援や総合相談支援業務など、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に実施していくことを追記しました。	地域包括支援センターの業務負担軽減に努めることや介護予防支援の指定対象拡大に伴う包括の一定の関与について追記された国の基本方針の見直し案を踏ました。
P52 (3) 地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組み）	地域における見守り活動が進むにつれ、表面化していなかった要援護者の掘り起しが進み、専門的な支援を必要とするケースが増えていることや、複合的な課題や適切な支援機関がみつからない困難事案が増えてきていることから、専門的なノウハウを持って取り組む必要があることや、支援機関同士のネットワーク強化を図りながら横断的な支援を行っていく必要があることを追記した。	新たな課題に対する取り組みの方向性を記載する必要があると考えたため。
P54 (4) 複合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実	複雑化・多様化・深刻化している福祉課題の例として、ヤングケアラーを追記した。	複雑化・多様化・深刻化している福祉課題の例として、ヤングケアラーを追記すべきと考えたため。
P66 2 認知症施策の推進	2023（令和5）6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、今後、政府の策定する計画（認知症施策推進基本計画）に基づき、都道府県計画・市町村計画を策定するよう努めることとされたことを追記した。	2023（令和5）6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したため。
P67～68 (1) 普及啓発・本人発信支援	「世界アルツハイマーデー」を「認知症の日」に記載変更しました。	認知症基本法において、「認知症の日」が明記されたため。
P76 (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	2022（令和4）年度から、認知症地域支援推進員を後方支援する若年性認知症支援強化事業を実施し、支援力の強化に取り組んでいることを追記した。	令和4年度から、新たに若年性認知症支援強化事業を実施したため。
P79～80 (5) 大阪市立弘済院における専門的医療・介護機能の提供	弘済院の医療機能・介護機能の継承・発展を図り、認知症の人やその家族を支援していくため、住吉市民病院跡地に研究施設、病院、介護老人保健施設からなる新施設を整備しており、2027年度当初開設を目指して引き続き取り組んでいくことを追記しました。	現在、市立弘済院は吹田市にて弘済院附属病院及び弘済院第2特別養護老人ホームを運営しているが、2027年度当初に住吉市民病院跡地に研究施設、病院、介護老人保健施設からなる新施設の開設を目指しているため。

総論・各論における追加・変更箇所

追加・変更箇所	追加・変更内容	追加・変更理由
P108~109 (2) 生活支援体制の基盤整備の推進	2021(令和3)年4月から、日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターを配置し、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスのほか、多様な主体による、生活支援・介護予防サービスの充実及び高齢者の社会参加の促進に取り組んでいることを追記した。また、大阪市において通いの場づくりの取り組みが進んでいることやよりいっそう周知していくことを追記しました。	2021(令和3)年4月から、新たに第2層生活支援コーディネーターを配置したため。また、大阪市においては、他都市に比べ通いの場づくりの取り組みが進んでいることを追記したいため。
P117~119 (4) 介護保険サービスの質の向上と確保	様々な記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認めるなど、介護サービス事業所のさらなる負担軽減を図っていることを記載しました。	令和3年度に国基準の改正があったため。
	令和6年の国の制度改正において、給付適正化主要5事業の見直しが行われたことを追記しました。	令和6年の国の制度改正において、給付適正化事業に係る見直しが行われたため。
	引き続き申請関連文書の簡素化及び標準化、ICT等の活用による負担軽減を進めることを記載しました。	規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」、及び厚生労働省社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」取りまとめの内容を踏ました。
P126, 128 (5) 福祉・介護人材の確保及び育成	大阪市においては、訪問介護員等の介護人材に加え、介護支援専門員についても人材不足が深刻化していることまた、それを受け、介護職員待遇改善加算の対象となっていない介護支援専門員の人材確保策についても、国の動向を注視しながら効果的な取組みについて検討していくことを追記しました。	介護支援専門員の人材不足について、効果的な取り組みを検討していく必要があるため。
P130 (6) 在宅支援のための福祉サービスの充実	令和4年度から利用者の利便性の向上を図るため、緊急通報システムに従来の固定型緊急通報機器に加え、携帯型緊急通報機器を導入したことを追記しました。	令和4年度から緊急通報システムに新たに携帯型緊急通報機器を導入したため。
P133 (7) 情報が届きにくい高齢者等への情報発信	大阪市では、令和5年3月に「Re-Design おおか～大阪市DX戦略～」を策定し、あらゆる行政分野・施策を対象としてDXを推進すること、また、情報発信については、「一人ひとりの状況に合ったスマートな情報発信」を掲げ、市民等が必要とする情報へアクセスしやすく、行政サービスをスムーズに受けられる状態をめざしており、デジタルツールを活用した情報発信が重要になってきていることを記載しました。	令和5年3月に「Re-Design おおか～大阪市DX戦略～」が策定されたため。
P154、157 (5) 防災・感染症予防・防犯の体制整備	感染症が発生した際の体制整備や介護施設、在宅等で受けられる代替サービスの確保等、サービスを継続するための備えや連携体制の構築を進める必要があることを記載しました。	高齢施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう関係部局・関係機関と連携することが重要であると追記された国の方針の見直し案を踏ました。
	令和3年4月に国の基準省令が改正され、介護施設等に業務継続計画（以下、「BCP」という。）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられたことを受け、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導や運営指導において必要な助言等を行っていくことを追記しました。	また、令和3年4月に国の基準省令が改正され、介護施設等に業務継続計画（以下、「BCP」という。）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられたため。
計画全般 「住み慣れた地域」の記載について	第8期計画までは、計画の趣旨や基本的な考え方等の記載において、「住み慣れた地域で生活するすべての高齢者」というように「住み慣れた」という言い回しを使ってきたが、第9期計画では、「住み慣れた」の記載を取りました。	大阪市では人の流入が激しいことから、住み慣れた人だけに限定せず、新たに市民に加わる人なども含め、すべての高齢者が地域で安心して生活できることを実現すべきであると考えたため。